

被災者雇用開発助成金の改正について

資料No.3-2

改正理由

震災から一定期間が過ぎたことから、限られた雇用保険二事業の財源を支援の必要性が高い事業主・労働者に重点化することができるよう、支給要件について見直す必要がある。

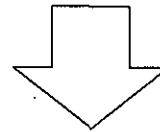
現行

支給対象労働者

○被災離職者：震災発生時に特定被災区域(※)において就業していた者であって、震災により離職を余儀なくされた者

※ 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県における災害救助法適用地域

○被災地求職者：震災発生時に特定被災区域に居住していた者



平成24年10月～

被災地求職者のうち、震災発生日から平成24年9月30日までにハローワーク等で求職活動を行っていない者については対象としない。

ただし、震災発生時に原発事故に伴う避難指示に係る区域に居住していた者については、震災発生日から平成24年9月30日までにハローワーク等で求職活動を行っていない場合も、引き続き対象とする。

※ 平成24年9月30日までに雇い入れた労働者に係る本助成金の支給については、従前のとおりとする。